

平成 22 年度
事業計画書

社会福祉法人 名張市社会福祉協議会

はじめに

少子高齢社会の一層の進展、核家族化の進行、共働き世帯の増加や働き方の多様化などにより、家庭内における介護力や養育力の低下や地域の支え合う力が弱くなるなど地域での見守り、支え合い活動がより重要になってきています。

また、社会情勢の急速な変化や経済状況の悪化は、地域で暮らす私たちの暮らしの基盤を物理的にも精神的にも不安を増大させ、子育てや介護に伴うストレスの増大、子どもや要介護者への虐待、ひとり暮らし高齢者の引きこもりなど福祉に関する課題・要望は、増大・多様化し、しかも潜在化する傾向にあります。

これらを背景に、地方分権の進展とともに、介護保険制度や障害者自立支援制度の見直し、保育所保育指針の改定等、社会福祉の各分野における諸制度の改革が進み、福祉・介護・保育といった私たちの暮らしを支える基盤は「より身近な地域で」という地域志向・地域福祉志向のながれとなっています。

私たち自身の実生活を振り返ってみても、保育や介護など地域での福祉サービスが広がるなかで、「生涯、自分や家族が全く福祉サービスを利用したことがなかった」という人は極めて少なくなっており、福祉が特別なものではなく、普段の暮らしの中にある切実なものとして捉えることが大切であると考えます。

地域の中ではすでに、小地域ネットワーク活動（見守り+日常生活支援）、食事サービス（食事の支援+見守り）、ふれあいいきいきサロン（地域社会との関係維持・回復+見守り）などの活動を通して、住民自身が要援助者の個別相談・支援を担う力を持つ地域が広がっていることも事実です。

平成 22 年度は、昭和保育園が名張市より移管されます。名張市社会福祉協議会は名張市において、子ども福祉から高齢者福祉・介護保険といった福祉サービスの実施、地域福祉権利擁護事業等の判断能力に不安を持つ方への支援、生活困窮者への福祉資金貸付や自立生活サポート事業といった生活支援サービスを総合的に推進するとともに、従来のボランティアセンター機能の強化を基に、民生委員児童委員や各種ボランティア団体、地域づくり組織など多様な組織・団体と連携しながら、『誰もが住み慣れたまちで 安心して自分らしく暮らせる福祉のまちづくり』を目指します。

1. 基本理念(名張市社協の実施する事業・活動の共通目標)

だれもが

暮らすすべての人が(でも一人ひとりを大切に)

すみなれたまちで

生まれ育った人はもちろんのこと、移り住んだり、呼び寄せられた人にとっても

あんしんして

身近な人などだれかとの“つながり”を感じながら、
たとえ介護などの援助が必要となっても、

じぶんらしく

だれかに認められ、自分の意思が尊重され、

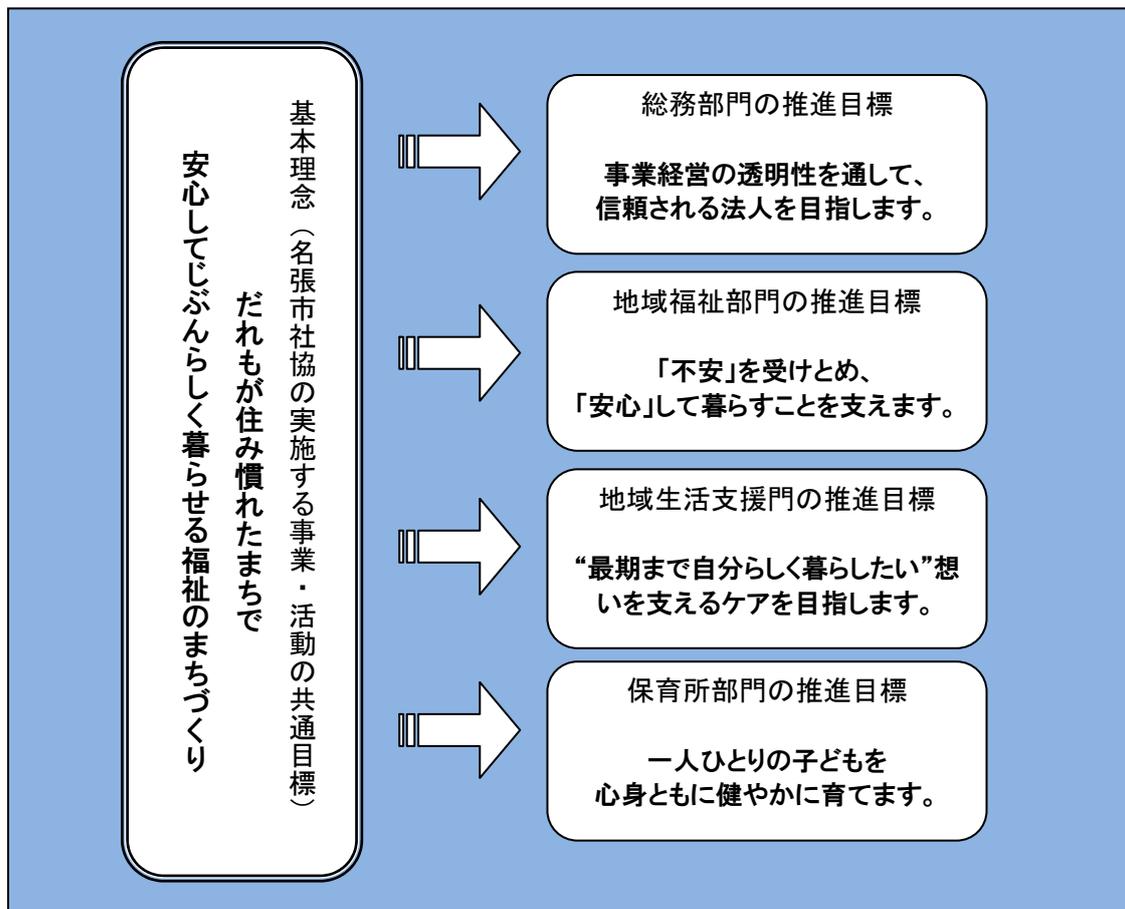
くらせる

役割や生きがいを持って生活を営む、

福祉のまちづくり

を推進すること。

2. 部門別推進目標の設定



1. 総務課

基本事業	推進課題	具体的な取り組み
<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度は第1次発展強化計画の2年目となるため、組織基盤の体制強化を図りながら推進課題の達成にむけて取り組めます。 昨年度から「特別項目」として取り組んできた『人事給与制度改革プロジェクト』において「人事評価制度の制定」を推進していきます。 社協内での事故・不祥事等の防止にむけ、内部統制体制の強化を行い、職務規律の向上につとめます。 発展強化計画の進捗状況をはじめ、より一層の情報公表をすすめます。 		
(1) 経営体制の強化	①理事会・評議員会の運営	ア. 経営・執行判断に必要な情報提供 イ. 理事・評議員制度と社協会費制度との関連性の整理
	②課題別担当理事制度の検討	ア. 課題別委員会の設置 イ. 経営会議への参加
	③経営会議の開催	ア. 経営に係る基本情報の共有 イ. 組織連携体制の強化（共同事業・連携事業）
	④第1次発展強化計画の進捗管理	ア. 事業年度の重点項目、実施項目の進捗評価 イ. 実施効果の評価と計画の見直し
	⑤内部統制体制の整備	ア. 内部監査計画の策定及び実施 イ. 不祥事防止マニュアルの作成 ウ. 定期的人事異動制度の検討 エ. 経営・運営に関する監事監査の実施
(2) 情報公開	①広報活動の充実	ア. 社協だより「ほほえみ」発行のあり方検討 イ. ホームページでの積極的な情報発信 ウ. 福祉情報ステーションの整備・運営 エ. イベント等での啓発コーナーの展開
	②事業内容の公開	ア. 財務諸表の閲覧 イ. 情報公開規程の周知 ウ. 定款のHPでの公開
(3) 危機管理体制の確立	①災害時対応体制の整備	ア. 災害救援対応マニュアルの策定 イ. 社協の災害時対応力の自己点検
	②リスクマネジメントへの対応	ア. 事故対応マニュアルの策定 イ. リスクマネジメント研修への参加 ウ. 損害保険等の加入内容の見直し
(4) 法人全体の財源管理	①事業安定化資金の設置	ア. 減価償却相当額の予算化の検討 イ. 社協における適切な内部留保の確保
	②自主財源の確保と経営	ア. 社協会費の加入率向上 イ. 善意銀行の有効活用 ウ. 各種助成金事業の見直し エ. 法人管理経費の各経理区分への按分
	③適正な財産管理	ア. 基金の効率的で堅実な資金運用 イ. 地域福祉活動財源としての基金管理
(5) 組織基盤の整備	①職員の人事管理・労務管理の適正化	ア. 人事評価制度導入にむけた検討会の設置 イ. 目標管理制度・育成面接の試験的導入 ウ. 人事考課制度の運用準備 エ. 新給与制度の運用開始 オ. 職種別・職階別の法人内研修体系の整備
(6) 人事交流等	①名張市福祉担当部局との連携強化	ア. 健康福祉部との人事交流
(7) 指定管理施設の経営・管理	①指定管理施設の適正な管理運営	ア. 安全管理マニュアルの作成 イ. 利用者アンケートの実施
(8) 各種貸付業務の実施	①生活福祉資金貸付事業	ア. 相談援助業務の充実 イ. 長期滞納者への面接調査の実施 ウ. 自立支援にむけた支援体制の整備
	②地域福祉金庫貸付事業	ア. 滞納者への督促・償還指導の実施
	③地域経済災害対策貸付事業	ア. 緊急小口貸付の相談（派遣切り・解雇などで）
	④名張市国民健康保険出産費資金貸付事業	ア. 安心できる相談窓口
	⑤関係機関との連携強化	ア. 担当民生委員との情報共有と協働体制 イ. 低所得者支援のネットワーク体制整備

2. 地域福祉課

基本事業	推進課題	具体的な取り組み
(1) 地域福祉増進事業	①ボランティア活動の支援	ア、名張市ボランティアセンター運営委員会の設置 イ、ボランティアコーディネート(相談・調整)の活性化 ウ、見守り支援活動(配食ボランティアや各種サロン活動等)の支援 エ、個人ボランティア活動の活性化 オ、小地域ネットワーク活動検討会(仮称)の設置 カ、ボランティアアドバイザー連絡会の開催 キ、配食ボランティアグループ連絡会の開催 ク、ボランティア相談Dayの実施 ケ、ボランティア連絡協議会との連携 コ、ふれあいいきいきサロンサミット(仮称)の開催 サ、ボランティアセンター便りの発行等、ボランティア関連情報の提供 シ、個別援助活動ボランティア調整システムの構築 ス、共同募金活動の推進
	②福祉人材の養成	ア、生活介護支援サポーター養成研修の実施 イ、ふれあいいきいきサロン担い手対象研修の実施 ウ、団塊シニア対象研修の実施
	③地域福祉教育の推進	ア、福祉協力校(小、中、高)の指定と連絡会の開催 イ、ふれあい活動(小中高生の福祉現場体験)の実施 ウ、福祉体験学習(車椅子体験・高齢者疑似体験・アイマスク体験等)の普及 エ、「カルーセロ」作成・普及活動の推進
	④おもちゃ図書館の事業推進	ア、障害児サロン事業「おもちゃぼこ」の開催 イ、「移動おもちゃ図書館」の開催 ウ、「おもちゃ図書館クリスマスパーティ」の開催 エ、保護者交流事業「折り紙であそぶ」の実施 オ、「ママナースの日」開催支援 カ、おもちゃづくり講座の開催
	⑤当事者活動・交流活動の支援	ア、「在宅介護者のつどい」の実施 イ、家族介護者の会「楓の会」支援 ウ、精神障害者家族会(なばるの会)支援 エ、障害者スポーツ大会事務局運営支援 オ、放課後児童クラブ支援 カ、「みんなで一緒に唄いませんか」の開催 キ、世代間交流事業実施支援
	⑥生活支援サービスの実施	ア、福祉機器貸出事業の実施 イ、福祉車両貸出事業のあり方検討 ウ、見守り活動拠点(常設型サロン)の開設検討
(2) 福祉サービス利用援助事業	①地域福祉権利擁護事業	ア、専門員の配置 イ、生活支援員活動の支援(月例会の実施) ウ、三重県社会福祉協議会契約締結審査会への参画 エ、運営管理体制の強化 オ、生活支援員養成講座の実施 カ、生活支援員登録者交流会の実施
	②法定法人後見事業	ア、法定法人後見受任委員会(仮称)の設置 イ、普及啓発活動の推進 ウ、伊賀地域福祉後見サポートセンターとの連携
	③関係機関との連携	ア、心配ごと相談との連携 イ、名張市自立支援協議会への参画 ウ、精神保健福祉関係者連絡会への参画 エ、地域包括支援センターとの連携
	④生計支援事業	ア、自立生活サポート事業の実施 イ、福祉関連資金貸付事業との連携
(3) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	①老人福祉センター管理運営事業	ア、安全な施設管理体制の構築 イ、福祉バス運行管理 ウ、料理教室の開催 エ、各種発表会(芸能、かた等)の開催 オ、各種サークル活動(かた、書道、茶道、かた等)の支援 カ、「(折り紙)一緒につくりませんか」の実施
	②介護予防通所事業	ア、介護予防運動指導員の配置 イ、健康相談・健康チェックの実施 ウ、マシントレーニング教室の開催(一般高齢者対象) エ、ヘルスアップ教室の開催(一般高齢者対象) オ、運動器機能向上教室の開催(特定高齢者対象) カ、「お口のねたきり予防教室」の開催(特定高齢者対象) キ、栄養改善教室の開催(特定高齢者対象) ク、地域包括支援センター、保健センター、まちの保健室との連携

3. 地域生活支援課

名張市社協の使命「だれもが住み慣れたまちで安心して自分らしく暮らせる福祉のまちづくり」を、地域生活支援部門が実施する介護サービスを通じて実現していくことを目指し、課内で共有する推進目標を『“最期まで自分らしく暮らしたい”想いを支えるケア』とし、

○重点事業：利用者主体のサービス提供体制の整備
 ○重点事業：通所介護事業所の開設（小規模）
 の2点の重要事業により、地域生活支援課事業の推進を図ります。
 また、管理会計の理解と収益管理、適切な労務管理と人員配置により、健全経営に努めます。

基本事業	推進課題	具体的な取り組み
(1) 在宅・地域での生活支援体制の整備	①サービス情報の提供	ア. サービスパンフレットの整備 イ. 社協ホームページ内容の充実
	②関係機関等との連携	ア. 地域包括支援センターとの連携 イ. 主治医等医療関係機関との連携 ウ. 組織内連携体制の強化
(2) 事業経営管理体制の整備	①資質向上	ア. 各職能に応じたスキルアップ研修の計画的受講 イ. 専門資格の計画的取得の支援 ウ. 関連分野研修会への計画的参加 エ. 社協内事例検討会・介護技術実践研修会の実施
	②利用者主体のサービス提供	ア. 利用者アンケートの実施 イ. 内部（自主）評価の実施 ウ. 各種マニュアルの整備・更新（各マニュアル内容の共有） エ. 居宅介護支援事業所との連携強化 オ. 各事業個別援助計画書に基づくサービス提供の徹底 カ. チームケアの推進（24時間連絡体制の確保）
	④法令遵守に基づいた介護保険事業を推進	ア. 各加算要件への対応 居宅介護支援 ・主任介護支援専門員の配置等 ・特定事業所加算Ⅱの算定 通所介護 ・事業規模の確認 機能訓練の体制の整備 訪問看護 ・サービス提供強化加算の整備
	⑤経営管理体制の整備	ア. 管理者会議の定例開催 イ. 事業所別運営会議の定例開催 ウ. 社協運営会議への出席 エ. 各種報告様式の整備と実施事業状況の把握・共有 オ. 変形労働時間制の活用 カ. 運行車輛管理の徹底 キ. 目標管理型事業評価手法の導入検討
(3) 通所介護事業所の開設（小規模）	①開設準備	ア. 事業計画の作成（建物・資金計画等含む） イ. 開設プロジェクトチームの設置・推進 ウ. 各種届出等の実施
	②提供体制の整備	ア. 関連要綱・様式・マニュアルの整備 イ. 人員配置に係る調整・研修 ・認知症ケア研修の受講 ・介護実践研修の受講 ウ. 市民・関係機関等への啓発
	③認知症ケアの推進	ア. 地域住民向け介護講座の実施準備 イ. ケア支援ボランティアの育成準備 ウ. 地域ケア拠点としての活用方法の検討

4. 保育園

名張市が保育所民営化を打ち出され、これを受け、昭和保育所を平成22年4月から、昭和保育園として名張市社会福祉協議会が運営します。

運営方針 「一人ひとりの子どもを心身ともに健やかに育てる」

保育方針 ①一人ひとりの子どもの生活リズムを大切に、安定した生活の流れの中で保育を行う

②子どもの気持ちを受入れ、子どもが意欲的に関われる環境の中で、同年齢や異年齢の友達との遊びを通して体力意欲を育て、友達と感じあえるように保育を行う

保育目標 「よく食べ、よく寝て、よく遊ぶ子ども」と定め、保育の質の向上に取り組めます。

基本事業	推進課題	具体的な取り組み
(1) 保護者及び地域との連携	①保護者に対する支援の推進	ア. 保護者の思いに寄り添い、子育ての助言や指導をする。 イ. 家庭の事情に応じた適切な指導を行う。 ウ. 保護者同士の良好な関係作りを援助する。
	②地域の子育て支援の推進	ア. 地域の親子に園庭を開放し、子育て相談を実施する。 イ. 地域との交流やふれあい活動を実施する。 ウ. 保幼小中の連携を行う。
(2) 特別保育事業	①障害児保育事業の推進	ア. 通園及び集団保育の可能な心身に障害のある子どもを積極的に受入れ保育を行う。
	②延長保育事業の推進	ア. 保護者の就労などの事情に応じ、保育時間を延長して保育を行う。
	③一時保育事業の推進	ア. 未就園児を持つ親が、一時的に家庭で保育できない場合に、預かりを行う。
	④低年齢保育事業の推進	ア. 0歳・1歳・2歳児の低年齢児を積極的に受入れ、保育を行う。
(3) 適正な運営体制確立	①健康管理の推進	ア. 内科、歯科医師による健康診断を実施し、結果を保護者に報告する。 イ. 看護師による保健指導を実施する。
	②防災計画の実施の推進	ア. 避難訓練を1カ月1実施する。(火災・地震)
	③施設環境整備等の推進	ア. 空調設備の充実・保育園入口の整備・トイレの快適化
	④職員の資質向上の推進	ア. 年齢や子どもの個人差などを考慮し、一人ひとりそれぞれの発達の時期に必要な経験を見通して保育できる職員を育てる。